

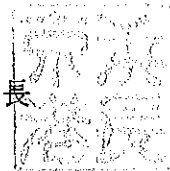


港長公示第 1-10 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和元年 10 月 17 日

京 浜 港 長



京浜港川崎区第 2 区 K 1 錨地における航泊の禁止について

京浜港川崎区第 2 区 K 1 錨地において船舶が沈没し、水深が減少しており、船舶の航行安全のため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた場合はこの限りではない。

なお、港長公示第 1-9 号（令和元年 10 月 13 日）は、令和元年 10 月 17 日午後 5 時をもって解除した。

記

1 期 間

令和元年 10 月 17 日から当分の間

2 区 域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線及びニとイを結んだ線により囲まれた海域（世界測地系）

- イ 北緯 35 度 28 分 59 秒、東経 139 度 47 分 51 秒
- ロ 北緯 35 度 28 分 52 秒、東経 139 度 47 分 57 秒
- ハ 北緯 35 度 28 分 47 秒、東経 139 度 47 分 49 秒
- ニ 北緯 35 度 28 分 54 秒、東経 139 度 47 分 43 秒

3 標識（別図参照）

上記 2 のイからニの各地点に黄色灯付灯浮標（標体：黄色、単 4 秒 1 閃光・光達距離 4.5 キロメートル）が設置されている。

4 禁止事項

(1) 総トン数 500 トン以上の船舶は、上記 1 の期間中、2 の区域内を航行及び停泊してはならない。

ただし、港長が許可した船舶及び海上保安庁巡視船艇を除く。

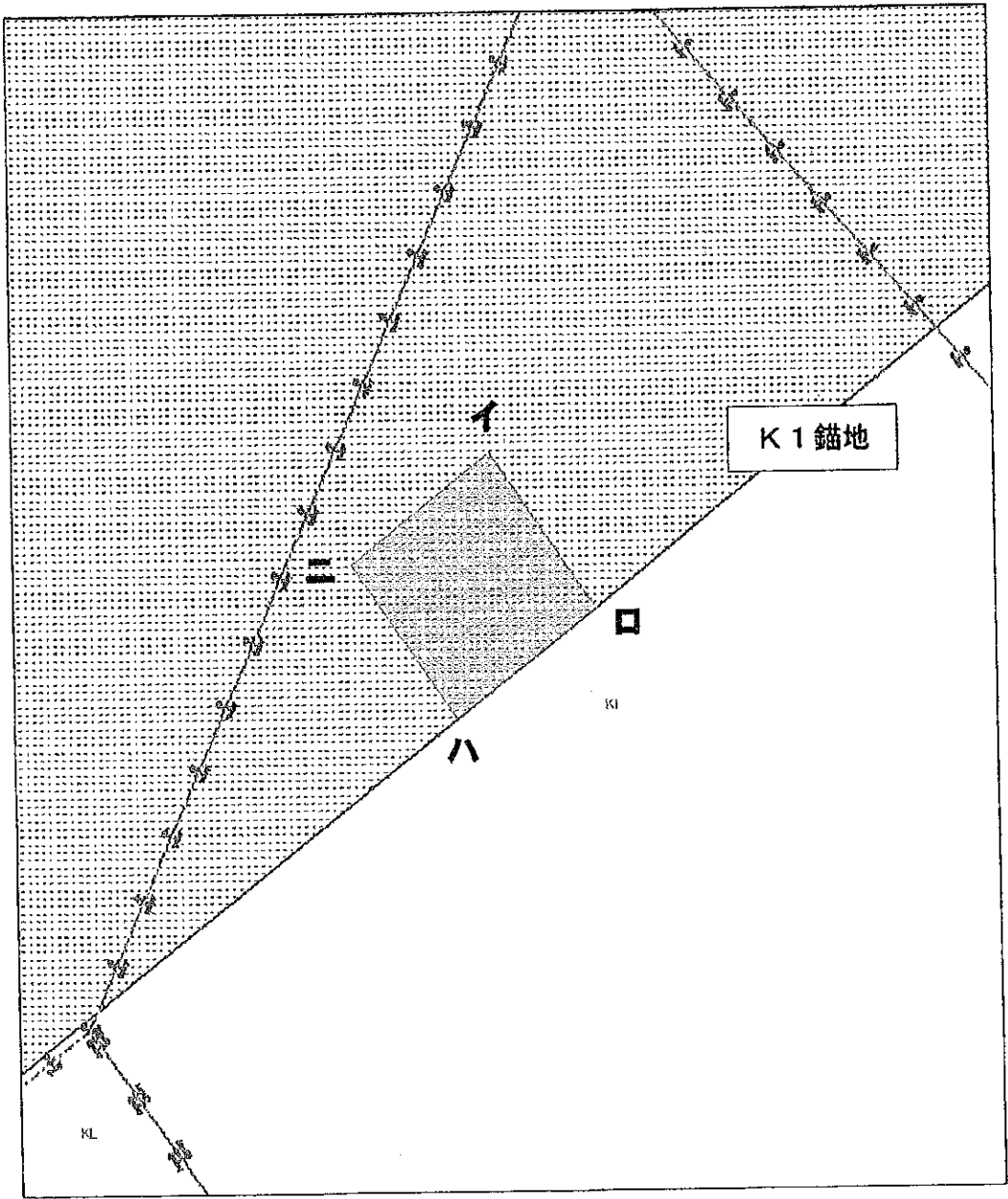
(2) 総トン数 500 トン未満の船舶は、上記 1 の期間中、2 の区域に停泊してはならない。

ただし、港長が許可した船舶及び海上保安庁巡視船艇を除く。

5 備考

付近航行船舶は、東京湾海上交通センター及び巡視船艇の指示に従うこと。

別図



- イ 35-28-59N、139-47-51E
- ク 35-28-52N、139-47-57E
- ハ 35-28-47N、139-47-49E
- ニ 35-28-54N、139-47-43E

イ~ク、ハ~ニ : 263.5m    ク~ハ、ニ~イ : 254m